

生産物の公益事業者への無償譲渡について

広島市農業振興センターで栽培した農産物（以下、「生産物」という。）のうち、市場等への出荷・販売が困難なものについて、公益性のある活動に使用いただける機関・団体を以下のとおり募集していますので、提供を希望する機関・団体は、お申込ください。

1 無償譲渡する生産物

「曲がり」や「傷が目立つ」等、市場等への出荷・販売が困難なもの。ただし、病害等による腐敗や、害虫が侵入している等の生産物は除きます。

2 生産物の無償譲渡の条件

次の条件すべてに該当すること

- (1) 公共機関・団体やフードバンク活動団体、その他公益性のある活動を行う団体であること
- (2) 広島市内に事業所を置く機関・団体であること
- (3) 提供を受けた生産物は、すべて公益性のある活動に使用すること
- (4) 広島市農業振興センターに提供を受ける生産物を受け取りに来ることができること
- (5) 提供された生産物の使用の結果を報告すること

3 公益事業者の登録方法

- (1) 譲渡を希望する団体は、「広島市農業振興センターの生産物の無償譲渡引受機関・団体申請書」（様式1）に必要事項を記入の上、公益財団法人 広島市農林水産振興センター農林部農業担い手育成課（以下「担い手育成課」という。）宛てに申請して下さい。
- (2) 申請書の内容等を審査し、条件を満たした公益事業者を無償譲渡引受機関・団体として登録します。（以下「登録事業者」という。）

4 受渡の方法

区分	内容・手続き等	手続きの期限等
1. 受渡日	休日を除く原則 火曜日・金曜日の13:00～16:00 ※生産状況、天候、休日等の諸条件により変更となる場合があります。	
2. 希望確認	担い手育成課は、譲渡予定生産物の品目及び数量見込を登録事業者へ提供し、希望確認を行う。(様式3)	原則 月・木曜日(受渡前日)の正午まで
3. 希望申出	登録事業者は、希望の有無を担い手育成課へ連絡する。	原則 月・木曜日(受渡前日)の16:00まで
4. 受渡方法	登録事業者は、広島市農業振興センター(安佐北区深川八丁目30-12)において生産物を受け取る。	原則 火・金曜日の13:00～16:00
5. 実施報告	登録事業者は、無償譲渡を受けた生産物の使用実績を実施報告書に記載し、担い手育成課に提出する。(様式4)	原則 翌月の10日までに提出
6. 登録期間	令和8年4月1日以降の登録日から令和9年3月31日まで	
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> ・登録事業者が複数ある場合、予め受渡日を指定し1事業者へ全量譲渡します。 ・実施上、問題等が生じた場合は、別途調整を行います。 	